



東京都

令和8年度
障害福祉サービス等職員就業促進事業

障害福祉サービス事業所で



無資格
未経験者も歓迎!

働きながら



資格を取って みませんか?



事業内容

障害福祉サービス等事業所で直接支援の仕事に就きながら、勤務時間内に研修を受講し、修了を目指します。

対象者

令和8年11月1日までに障害福祉サービス等事業所の直接支援業務への就労を希望する方

※過去に勤務経験のあるサービス種別では就労できません。

受講対象 研修

無資格・未経験
でも受講OK

- 介護職員初任者研修
- 強度行動障害支援者養成研修

資格・経験が
求められるもの

- 介護福祉士実務者研修
- サービス管理責任者研修及び
児童発達支援管理責任者研修



ポイント



- 1 障害福祉現場での仕事が初めて(無資格・未経験)の方でもOK
- 2 最大6か月間の有期雇用契約を締結
- 3 研修受講料無料! 就業時間内に研修を受講。その間も給与支払いあり。
- 4 事業者と合意があれば継続雇用も可能!

お問
合せ
先

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京都福祉人材センター(介護・障害人材担当) TEL.03-5211-2910

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 7階

東京都福祉人材センターホームページ

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/jinzai/>

※本事業の詳細はホームページでご確認いただけます。⇒

フクシロウ

検索



応募方法は裏面をご確認ください。

利 用 の 流 れ



STEP

1

就職活動

以下の方法で対象事業者を検索・応募してください。

※応募、問い合わせの際は

「障害福祉サービス等職員就業促進事業希望」とお伝えください。

※各事業者が定める採用試験・面接等を受けていただきます。

※詳しい労働条件や、採用までの流れは各事業者へお問い合わせください。

求人サイトや
チラシを見ての
直接応募もOK!

人材センターHPから検索

人材センターのホームページに、対象となる事業者の一覧を掲載しています。応募希望の事業者へ直接ご連絡ください。

ハローワークから検索・応募

お近くのハローワークまたはハローワークインターネットサービスを利用して応募できます。

対象となる事業所の求人票には「東京都障害福祉サービス等職員就業促進事業」と記載があります。

STEP

2

就 職

事業者と有期雇用契約を締結

※遅くとも令和8年11月1日までに就業することが必要です。

※応募状況によっては事業終了が早まる可能性があります。



STEP

3

勤務及び研修受講

障害福祉サービス等事業所で
直接支援業務 + 研修受講

就 労 先

本事業を利用できるサービス種別・就労先は、人材センターHPに掲載されている「対象事業所一覧」をご確認ください。

研修受講

◎本事業で受講できる研修は表面記載の「受講対象研修」のうちのいずれか1つです。

◎研修によっては、実務要件等の受講要件が定められているものもあります。

◎受講する研修は、就労先の事業者と相談のうえ決定となります。

◎受講可能な研修種類は就労先によって異なりますので、就労希望の事業者に個別にお問い合わせください。

◎研修の申込みや受講料の支払いは就労先となる事業者が行います。

◎本事業期間中は研修受講料の自己負担はありません。

◎事業期間内に研修を修了できなかった場合、事業期間外の継続受講及び補講等については、就労先と相談してください。



STEP

4

有期雇用契約期間終了 ▶ 事業者と合意で継続雇用へ

施設・事業所に応募、問い合わせる際には「障害福祉サービス等職員就業促進事業希望」とお伝えください。